

海老名市防災ベッド等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅に居住する者について、地震による木造住宅の倒壊から身体の安全の確保を図るため、防災ベッド又は耐震シェルター（以下「防災ベッド等」という。）を木造住宅に設置するために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災ベッド 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るためのフレーム等の上部保護機能があるベッドで、東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定されたものをいう。
- (2) 耐震シェルター 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための居室内部に組み立てるシェルターで、東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定されたものをいう。
- (3) 補助対象経費 防災ベッド等の購入及び設置（以下「補助事業」という。）に係る経費をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、次に掲げる要件を満たす木造住宅に設置する防災ベッド等とする。

- (1) 居住の用に供されていること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築確認（以下「建築確認」という。）を受けて建築工事に着手したも

の又は当該要件に該当する木造住宅であって、建築確認を受け昭和56年6月1日以後に増改築工事に着手し、当該工事に係る部分の延べ面積が既存部分の2分の1未満のものであること。

(3) 地階を除く階数が2以下であること。

2 前項の要件を満たすもののうち、海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱（平成18年5月1日制定）第5条第2項による補助金の交付を受けている場合又は市長が補助の対象とすることを特に不相当と認めた場合は、補助の対象としない。

3 同一住宅における申請の限度は、防災ベッドについては2台まで、耐震シェルターについては1室までとする。この場合において、防災ベッド及び耐震シェルターを重複して申請することはできない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、前条第1項に規定する木造住宅に自ら居住する者とする。

ただし、既に当該補助金の交付を受けた者、又は市税等を滞納している者は除く。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、防災ベッド又は耐震シェルター1台当たり150,000円を限度とする。この場合において、補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象経費に係る契約の締結前に、海老名市防災ベッド等設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類

- (2) 防災ベッド等の購入及び設置に係る見積書の写し
- (3) 市税納付状況調査同意書（第2号様式）又は市税に未納がないことを証する書類
- (4) 防災ベッド等を設置することについて、木造住宅の所有者が承諾していることが確認できる書類（補助対象者と住宅所有者が異なる場合に限る。）
- (5) 設置予定場所の写真
- (6) その他市長が必要と認めた書類
(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市防災ベッド等設置費補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(変更又は中止)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市防災ベッド等設置費補助金交付（変更・中止）申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは承認し、速やかに海老名市防災ベッド等設置費補助金交付決定（変更・中止）承認通知書（第5号様式）により補助事業者に通知する。

(報告及び指示)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、市長の指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該年度の3月末日までに補助事業を完了し海老名市防災ベッド等設置費補助金実績報告書(第6号様式)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の完了が確認できる写真
- (2) 補助事業に要した経費が確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市防災ベッド等設置費補助金確定通知書(第7号様式)により補助事業者に通知する。

(交付請求等)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに海老名市防災ベッド等設置費補助金交付請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者に速やかに補助金を交付する。

(防災ベッド等の管理)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受け設置した防災ベッド等については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(決定の取消し等)

第14条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

《平成21年4月1日・制定》

《平成23年4月1日・一部改正》

第 1 号様式（第 6 条関係）

海老名市防災ベッド等設置費補助金交付申請書

年 月 日

海老名市長 殿

住所
申請者 氏名 (印)
電話番号

海老名市防災ベッド等設置費補助金の交付を受けたいので、海老名市防災ベッド等設置費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

防災ベッド等を設置する住宅	所在地	海老名市
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	階数	階建
	建築年度	昭和 年 月頃着工
	設置場所	
	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
	申請金額	円

添付書類 (1) 建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類
(2) 防災ベッド等の購入及び設置に係る見積書の写し
(3) 市税納付状況調査同意書（第 2 号様式）又は市税に未納がないことを証する書類
(4) 設置予定場所の写真
(5) その他（ ）

備考 ※ 暴力団員でないことを確認するため、本申請に記載された個人情報をお神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

（防災ベッド等を設定する住宅の所有者が申請者と異なる（賃貸の）場合には、防災ベッド等の設置について所有者の承認が必要となりますので、所有者に所有者承諾欄を記入してもらって下さい。）

所有者承諾欄

私は、上記の木造住宅に防災ベッド等を設置することを承諾します。

住所	〒 電話 ()
氏名	(印)

第2号様式（第6条関係）

市税納付状況調査同意書

年 月 日

海老名市長 殿

住 所
氏 名

印

海老名市防災ベッド等設置費補助金の交付申請に当たり、私に係る市税の納付状況について、貴職が職権で調査することに同意します。

納付状況調査に同意する項目

- 1 市県民税
- 2 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 3 軽自動車税

第3号様式（第7条関係）

海老名市防災ベッド等設置費補助金交付決定通知書

海老名市指令第 号
年 月 日

様

海老名市長

年 月 日付けで申請のあった海老名市防災ベッド等設置費補助金の交付について、次のとおり決定したので、海老名市防災ベッド等設置費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり通知します。

交付決定金額 円

防災ベッド等を設置する木造住宅	所在地	海老名市
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	階数	階建

条件等

- 補助金の交付対象は、年 月 日付け海老名市防災ベッド等設置費補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 補助金の交付決定を受けた内容に変更が生じた場合又は申請を中止する場合には、速やかに市長に海老名市防災ベッド等設置費補助金交付（変更・中止）申請書（第4号様式）を提出しなければならない。
- 防災ベッド等の設置が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は防災ベッド等の設置が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 当該年度の3月末日までに防災ベッド等の設置を完了し海老名市防災ベッド等設置費補助金実績報告書（第6号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、この補助金の交付を取り消すことがある。
- 海老名市補助金等の交付に関する規則及び海老名市防災ベッド等設置費補助金交付要綱の定めに従うこと。

第4号様式（第8条関係）

海老名市防災ベッド等設置費補助金交付（変更・中止）申請書

年 月 日

海老名市長 殿

住所
申請者 氏名 ⑨
電話番号

年 月 日付で交付決定を受けた海老名市防災ベッド等設置費補助金について、変更（中止）をしたいので、海老名市防災ベッド等設置費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

防災ベッド等 木造住宅 を設置する	所在地	海老名市
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()
	階数	階建
	変更・中止区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止
既交付決定金額		
変更の内容		
変更後の金額		
変更の理由 又は 中止の理由		
処 理 欄		

第5号様式（第8条関係）

海老名市防災ベッド等設置費補助金交付決定（変更・中止）承認通知書

海老名市指令第 号
年 月 日

様

海老名市長

年 月 日付けで申請のあった、海老名市防災ベッド等設置費補助金の変更等について、次のとおり承認したので、海老名市防災ベッド等設置費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり通知します。

防災ベッド等を 設置する木造住 宅	所在地	海老名市
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	階数	階建
変更の理由 又は 中止の理由		
変更の内容		
変更後の金額		
備考		

海老名市防災ベッド等設置費補助金実績報告書

年 月 日

海老名市長 殿

住所
申請者 氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け海老名市指令第 号で交付決定を受けた防災ベッド等の設置が完了したので、海老名市防災ベッド等設置費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

防災ベッド等を設置した木造住宅	所在地	海老名市
	補助事業に要した金額	円
	交付決定金額	円

添付書類 (1) 防災ベッド等の設置の完了が確認できる写真
(2) 請求書、領収書等防災ベッドの設置に要した経費が確認できる書類の写し

備考

海老名市防災ベッド等設置費補助金確定通知書

海都計発 号

年 月 日

様

海老名市長

年 月 日付けで実績報告のあった海老名市防災ベッド等設置費補助金については、交付すべき額の確定を行ったので、海老名市防災ベッド等設置費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり通知します。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 既交付決定額 | 円 |
| 2 | 確定額 | 円 |

海老名市防災ベッド等設置費補助金交付請求書

年 月 日

海老名市長 殿

住所
請求者 氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付けで額の確定通知のあった海老名市防災ベッド等設置費補助金について、海老名市防災ベッド等設置費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

請求額 円

振込先

金融機関名 _____

口座番号 普通 ・ 当座 _____

フリガナ

口座名義人 _____